

令和4年台風第14号により被災された ひとり親家庭の皆様へ

～母子父子寡婦福祉資金貸付の特例についてのお知らせ～

令和4年台風第14号により被災されたひとり親家庭の方に対して、下記のとおり母子父子寡婦福祉資金貸付制度の特例があります。特例の適用を受けるには、お住まいの市町村から罹災証明書を発行されていることが必要です。

【特例の内容】

(対象者) 被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦

(支援の内容)

ア 償還の特例措置

(ア) 各種資金の貸付けを受けた者が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、償還金支払いを猶予

(1年以内の償還金の支払い猶予期間設定可。猶予期間中は無利子)

(イ) 住宅に被害を受けた者について、被災後1年以内に貸し付けられる住宅資金、事業開始資金及び事業継続資金の償還前の据置期間を最大2年延長可

	内容	貸付 限度額	貸付利率	据置期間 (延長時)
住宅 資金	住宅の補修、保 全、改築または増 築に必要な資金	200万円	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし： 年1.0%	6月 (2年6月)
事業 開始 資金	事業を開始する のに必要な資金	314万円	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし： 年1.0%	1年 (3年)
事業 継続 資金	事業を継続する のに必要な資金	157万円	連帯保証人あり：無利子 連帯保証人なし： 年1.0%	6月 (2年6月)

イ 子を扶養していない寡婦の所得制限の特例措置

災害等により生活の状態が著しく窮迫していると認められる事情にある者に対し、所得制限の適用の対象としない。

問い合わせ お住まいの住所を管轄する、
福岡県保健福祉（環境）事務所 社会福祉課（連絡先：裏面）

県ホームページ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tokurei-0920.html>

福岡県保健福祉(環境)事務所 連絡先一覧

事務所名	電話番号	管轄区域
筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5626	筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、那珂川市
粕屋保健福祉事務所	092-939-1592	古賀市、糟屋郡
糸島保健福祉事務所	092-322-1449	糸島市
宗像・遠賀保健福祉環境事務所 (分庁舎)	093-201-4162	中間市、宗像市、福津市、 遠賀郡
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 (分庁舎)	0949-22-5692	直方市、飯塚市、宮若市、 嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡
田川保健福祉事務所	0947-42-9315	田川市、田川郡
北筑後保健福祉環境事務所 (分庁舎)	0942-30-1072	小郡市、うきは市、朝倉市、 朝倉郡、三井郡
南筑後保健福祉環境事務所 (分庁舎)	0943-22-6965	大牟田市、柳川市、八女市、 筑後市、大川市、みやま市、 三潞郡、八女郡
京築保健福祉環境事務所	0930-23-2970	行橋市、豊前市、京都郡、 築上郡